

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会

禁煙推進宣言

たばこや嗜みたばこなどにはニコチンをはじめ含まれる有害物質は多く、歯科口腔領域では口腔がん、歯周病（喫煙関連歯周病）、口腔粘膜病変などに悪影響を及ぼすと指摘されている。

また全身的には、肺がんを含む多くのがん、心筋梗塞などの循環器疾患、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などの呼吸器疾患、消化器疾患、胎児の成長障害を含む周産期合併症、周術期合併症、その他さまざまな病気や健康障害の原因となっている。間接的な受動喫煙によっても種々の障害を発症するという研究結果が報告されている。

2005年2月、WHOにより「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が成立しており、日本有病者歯科医療学会も健康推進・死亡率低下を目指して生活習慣病患者を絶滅させる意味からも、率先して喫煙問題と真剣に取り組み、積極的な姿勢を打ち出していく必要がある。本邦では、健康増進法が施行され、公共の場での受動喫煙防止対策を一層充実する行動が求められている。

一般社団法人日本有病者歯科医療学会は、国民の健康と良好な生活環境を維持するために、「禁煙の推進に向けて積極的な活動を行う」ことを誓いここに禁煙推進宣言を行う。

平成26年3月23日

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会

理事長 今井 裕

基 本 方 針

一般社団法人 日本有病者歯科医療学会

理事長 今 井 裕

1. 本会会員は、医療専門職に携わる者として、会員全員が非喫煙者となる。
2. 本会会員は、本学会開催の学会、主催する講演会・講習会等の会場施設・敷地内の禁煙化を目指す。
3. 本会会員は、所属する病院・診療所、本学会教育研修機関の施設、本学会研修施設内等の全面禁煙を目指す。
4. 本学会は他の禁煙推進団体等との協力と連携を図り、社会全体が自主的に禁煙を目指せるよう積極的な支援活動を行う。